

日本赤十字広島看護大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、日本赤十字広島看護大学と称する。

(位置)

第3条 本学は、広島県廿日市市阿品台東1番2号に置く。

(学部)

第4条 本学に看護学部を置き、看護学部に看護学科を置く。

2 看護学科の定員は、次のとおりとする。

入学定員	125名
収容定員	500名

(学部の教育目標)

第5条 看護学部は、次の各号に掲げることを教育目標とする。

- (1) 赤十字の人道理念を実践できる看護人材を育成する。
- (2) 人格的成熟・自立を図り、他者との関係性を発展させることができる能力を培う。
- (3) 事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む。
- (4) 看護の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う。
- (5) 社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協働活動し得る能力を養う。
- (6) 常に世界に関心を持ち、看護実践を通じて国際貢献できる能力を養う。

(大学院)

第6条 本学に大学院を置き、大学院に看護学研究科を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(修業年限及び在学期間)

第7条 本学の修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることはできない。ただし、再入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

3 前項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

(長期履修学生)

第8条 学生が、職業を有している等の事情により、前条第1項に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第2章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年及び学期)

第9条 学年は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第10条 1学年の授業期間は、定期試験等の日数を含め年間35週を原則とする。

(休業日)

第11条 休業日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日にに関する法律で定める休日
- (3) 日本赤十字社の創立記念日（5月1日）
- (4) 春季休業日（毎年度の初めに学長が定める日）
- (5) 夏季休業日（毎年度の初めに学長が定める日）
- (6) 冬季休業日（毎年度の初めに学長が定める日）

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 学長は、必要があると認めるときは、休業日に臨時に授業を行うことができる。

第3章 入学、再入学及び転入学

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学ができる者)

第13条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学の入学者選抜試験に合格した者を、教授会の議を経て学長が決定する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和 23 年文部省告示第 47 号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和 4 年文部科学省令第 18 号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、その後本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

（入学の志願）

第 14 条 本学に入学を志願する者は、本学が指定する期間内に、所定の書類に第 41 条に規定する入学検定料を添えて提出しなければならない。

（入学の手続き）

第 15 条 第 13 条に規定する学長の決定に基づき合格通知を受けた者は、本学が指定する期間内に所定の書類を提出するとともに、第 42 条に規定する入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

（再入学）

第 16 条 本学を正当な事由により退学した者又は学則第 23 条第 1 項第 4 号により除籍された者が退学又は除籍後 2 年以内に再入学を志願したときは、教授会の議を経て、学長は相当する学年に再入学を許可することがある。

2 前項の規定による再入学の許可及び手続きは、第 14 条及び第 15 条の規定を準用する。

3 再入学を許可された者が他の大学等に在学した期間及び修得した単位は、教授会の議を経て、学長はその全部又は一部を本学の修業年限及び履修すべき単位に認定する。

（転入学）

- 第17条** 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、審査のうえ、教授会の議を経て、学長は相当する学年に転入学を許可することがある。
- 2 転入学の許可及び手続きは、第14条及び第15条の規定を準用する。
- 3 転入学を許可された者が他の大学等に在学した期間及び修得した単位は、教授会の議を経て、学長はその全部又は一部を本学の修業年限及び履修すべき単位に認定する。

(保証人)

- 第18条** 本学に入学を許可された者は、保証人2名を定め、本学が指定する期間内に別に定める誓約書により届け出なければならない。
- 2 保証人は、学生の在学中的一切の事項について責任を持つものとする。
- 3 保証人は、満25歳以上の者で独立の生計を営む者でなければならない。
- 4 保証人を変更したとき、又は誓約書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

第4章 退学、転学、休学、復学、留学及び除籍

(退学及び転学)

- 第19条** 本学を退学又は転学しようとする者があるときは、学長は退学又は転学を許可することがある。
- 2 前項の規定により退学又は転学しようとする者は、所定の書類にその理由を記載し、保証人署名のうえ、学長に願い出なければならない。

(休学)

- 第20条** 疾病その他の事由により引き続き2月以上修学することができない者があるときは、学長は休学を許可する。
- 2 前項の規定により休学しようとする者は、所定の書類にその理由を記載し、保証人署名のうえ、学長に願い出なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、疾病その他の事由により、修学することが適当ないと認められる者があるときは、学長は休学を命じることができる。
- 4 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事由があると認められるときは、学長は引き続き更に1年の範囲内の休学を許可することができる。

(復学)

- 第21条** 前条の規定により休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間に休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

- 第22条** 外国の大学又はこれに相当する教育機関等への留学を希望する者があるときは、学長は

留学を許可することがある。

2 前項の規定により留学しようとする者は、所定の書類に保証人署名のうえ、学長に願い出なければならない。

(除籍)

第23条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第7条に規定する修業年限又は在学期間を超えた者
- (2) 第8条に規定する履修計画を達成できない者
- (3) 第20条第4項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 正当な理由もなく授業料等の納付を怠り、催促してもなお納付しない者
- (5) 死亡又は行方不明の者

第5章 教育課程及び授業科目

(授業科目)

第24条 本学において開設する授業科目は、教養科目、専門基礎科目及び専門科目とする。

2 前項の授業科目の種類及び単位数等は、別表第1のとおりとする。

(授業の方法)

第24条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業若しくは授業の一部は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
3 第1項の授業若しくは授業の一部は、外国において履修させることができる。
前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
4 第1項の規定により、授業若しくは授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の各号により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
(2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
2 前項の規定にかかわらず、学修の成果に基づいて単位を授与することが適切と認められる場合には、教授会の議を経て、学長は別に定めることができる。

(単位の認定)

第26条 各授業科目を履修し試験に合格した者には、学長は認定のうえ単位を与える。

- 2 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。

(成績評価基準等の明示等)

第26条の2 学生に対しては、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修の方法及び履修科目の登録の上限)

第27条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、4カ年に分けて履修させるものとする。ただし、長期履修生の場合を除く。

- 2 卒業の要件として学生が履修すべき単位数について、1年間及び4年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。ただし、長期履修生の場合は、履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年間及びその学生の在学期間について定める。

- 3 授業科目の履修方法及び履修科目の上限は、別に定める。

(授業科目の登録)

第28条 学生は、毎学年の当初に、履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第29条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項から第3項までの規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 学修の評価及び課程の修了の認定

(学修の評価)

第31条 授業科目の成績評価は、S、A、B、C及びDで表し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(試験等の時期)

第32条 試験等の時期は、原則として学期末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第33条 当該科目の履修について登録していない者は、試験を受けることができない。

(修了認定に必要な出席時数)

第34条 出席時数が所定の基準に達しないときは、原則として授業科目修了の認定を行わない。

(追試験及び再試験)

第35条 本学において必要と認めたときは、追試験又は再試験を行うことがある。

- 2 追試験は、病気その他のやむを得ない事由により試験等に欠席した者を対象とする。

(卒業の認定)

第36条 学生が本学を卒業するためには、本学に4年（再入学又は転入により入学した場合は別に定める年数）以上在学し、卒業認定に必要な単位を修得しなければならない。

- 2 卒業認定に必要な単位数は、126単位以上とする。ただし、保健師教育課程選択者については、卒業認定に必要な137単位を、助産師教育課程選択者については、卒業認定に必要な151単位を修得しなければならない。
- 3 卒業認定は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。
- 4 第2項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第24条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(卒業の時期)

第37条 卒業の時期は、毎年3月とする。ただし、特別の事情があるときは、9月に卒業させることがある。

(卒業証書の授与)

第38条 学長は、第36条第3項に規定する卒業認定を得た者に対し卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第39条 学長は、本学を卒業した者に対し学士（看護学）の学位を授与する。

(国家試験受験資格の取得)

第40条 本学において取得することができる資格は、保健師、助産師及び看護師にかかる国家試験受験資格とする。

2 前項において保健師及び助産師にかかる国家試験受験資格の取得を希望する者は、第36条の規定によるもののほか、各々の教育課程に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

第7章 学生納付金

(入学検定料)

第41条 本学に入学を志願する者は、入学検定料として別表第2に定める金額を納めなければならない。

(入学金)

第42条 本学に入学を許可された者は、入学金として別表第2に定める金額を納めなければならない。

(授業料及び維持運営費)

第43条 授業料及び維持運営費は、別表第2のとおりとし、所定の期日までに納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学において特別の事由があると認められた者は、授業料及び維持運営費について分納又は延納を願い出ることができる。

(その他の納付金)

第44条 実験実習費及びその他教育に必要な費用（以下「その他の納付金」という。）は、別表第2のとおりとし、所定の期日までに納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学において特別の事由があると認められた者は、その他の納付金について分納又は延納を願い出ることができる。

(退学等の場合の授業料等)

第45条 退学若しくは転学する者、退学を命じられた者又は停学中の者は、当該期の授業料、維持運営費及びその他の納付金（以下これらを「授業料等」という。）の全額を納めなければならない。

ない。

(休学等の場合の授業料等)

第46条 前期又は後期の中途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等は全額を納めなければならない。

- 2 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に代えて別表第2に定める在籍料を納めなければならない。
- 3 前期又は後期の途中で復学した者は、復学した当該期の授業料等は全額を納めなければならない。
- 4 留学した者の授業料等は、前3項の規定を準用する。

(納入された納付金の不還付等)

第47条 納入された入学検定料及び入学金は、還付しない。

- 2 授業料等は、別に定めるところにより返還することがある。

第8章 職員及び教授会

(職員)

第48条 本学に、学長、(副学長、)学部長、事務局長、(学務部長、)図書館長、ヒューマンケアリングセンター長及び情報センター長を置く。

- 2 本学に、必要に応じ、副学長及び学務部長を置くことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、本学の教育研究の業務に必要な教育職及びその他の職員を置く。

(教授会)

第49条 看護学部に教授会を置く。

- 2 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第9章 図書館等

(図書館)

第50条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関する必要な事項は、別に定める。

(センター)

第51条 本学にヒューマンケアリングセンター及び情報センターを置く。

- 2 ヒューマンケアリングセンター及び情報センターに関する必要な事項は、別に定める。

(保健施設)

第52条 本学に保健室を置く。

2 保健室に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 研究生、科目等履修生、特別の課程履修生、特別聴講学生、 聴講生及び外国人留学生

(研究生)

第53条 本学において、特定の事項について研究を志望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、教授会の議を経て、学長は研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第54条 本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、教授会の議を経て、学長は科目等履修生として入学を許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別の課程履修生)

第54条の2 学校教育法第105条に規定する本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、教授会の議を経て、学長は特別の課程履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 学長は、特別の課程を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。
3 特別の課程履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第55条 本学において、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協議に基づき、教授会の議を経て、学長は当該大学又は短期大学の学生を特別聴講学生として許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第55条の2 本学が開設する一又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、教授会の議を経て、学長は聴講生として許可することができる。

2 聽講生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第56条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、学長は外国人留学生として入学を許可し、単位を与えることが

できる。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第57条 学力優秀な学生又は学生として表彰に値する行為があった者に対し、教授会の議を経て、学長は表彰することがある。

(懲戒)

第58条 本学の学則その他の規程に背き、又は学生としての本分に反する行為があった者に対して、学長は懲戒がある。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な事由がなく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為があった者

- 4 懲戒に必要な事項は別に定める。

第12章 大学開放、赤十字事業及び自己点検評価

(大学開放)

第59条 地域社会と連携し、開かれた大学とするため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

(赤十字事業)

第60条 国際赤十字の一員である日本赤十字社と連携し、別に定めるところにより国内外における救護・救援その他の赤十字事業を実施することができる。

(自己点検評価)

第61条 教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）を行い、その結果を公表する。

- 2 自己点検評価の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第13章 雜則

(委任)

第62条 この学則に定めるもののほか、本学における修学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改正)

第63条 この学則を改正しようとするときは、別に定めるところにより、学長は理事長の承認を得なければならない。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第26条の別表第1の規定は、平成18年度以降に入学する者について適用し、平成18年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、改正後の第7条の規定にかかわらず、本学に講師を置くことができるものとし、同第41条第2項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、教授会に講師（常時勤務する者に限る。）を加えることができるものとする。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年度の収容定員は第4条第2項の規定にかかわらず、従前の例による。
- 2 改正後の第25条の別表第1の規定は、平成21年度以降に入学する者について適用し、平成21年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成24年度の収容定員は第4条第2項の規定にかかわらず、従前の例による。
- 2 改正後の第25条の別表第1並びに第42条から第45条及び第47条の別表第2の規定は、平成24年度以降に入学する者について適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第25条の別表第1の規定は、平成26年度以降入学する者について適用し、平成26年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第42条から第45条及び第47条関係の別表第2の規定は、平成27年度以降に入学する者について適用し、平成27年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第31条の規定は、平成28年度以降入学する者について適用し、平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第41条から第44条及び第46条関係の別表第2の規定は、平成28年度以降入学する者について適用し、平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年7月 日赤学第203号）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条、第15条、第23条の2号、第38条、第40条2項の規定は平成28年4月1日から適用する。
- 3 平成28年4月1日施行の附則第3項中の「第42条から第45条及び第47条」を「第41条から第44条及び第46条」に改正し、改正後の当該規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和2年6月30日日赤学第138号）

この学則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年10月25日日赤学第316号）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第24条第2項の別表第1の規定は、令和4年度以降入学する者について適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月28日日赤学第405号）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2「入学金」及び「授業料」は、令和6年度以降に入学する者について適用し、令和6年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。